

寄附金控除について

【お願いとご注意】

税制は、毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、国税庁のホームページでご確認のほどお願いいたします。当サイトに記載されている情報は、必ずしも最新のものでない可能性がございます。

国税庁ホームページ（外部サイト）

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

【当協会への寄附金について】

個人の方の寄附については、特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」ができます。

また、法人様の寄附については、特定公益増進法人に対する寄附に適用される、別枠の特別損金算入をご利用いただくことができます。

◆個人寄附の場合（所得控除）

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000円を超える金額につき適用されます。

「所得控除」適用の場合

寄附金額 - 2,000円 = 所得控除額

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

事 例：年中の総所得金額が600万円、寄附金の合計額が20万円の場合、

20万円 - 2,000円 = 19万8,000円が、総所得金額より控除できます。

（控除額19万8,000円は、総所得金額 600万円 × 40% = 240万円の限度内となりますので、19万8,000円全額が総所得金額からの控除対象となります。）

◆法人寄附の場合

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、特別損金算入が認められます。

事 例：資本金が 1,000万円、年中の所得金額が 1,000万円の場合

(A) 一般寄附金の損金算入限度額

(資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1 / 4

(10,000,000円 × 0.0025 + 10,000,000円 × 0.025) × 1 / 4 = 68,750円

(B) 特別損金算入限度額

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

(資本金等の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1 / 2

(10,000,000円 × 0.00375 + 10,000,000円 × 0.0625) × 1 / 2 = 331,250円

したがって、(A) (B) の合計金額 ((A) + (B) = 400,000円) の損金算入が認められます。